

かがわ健康関連製品開発フォーラム規約

(名称)

第1条 本会は、かがわ健康関連製品開発フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

(目的)

第2条 フォーラムは、「かがわ健康関連製品開発地域構想」を推進するため、産学官金の関係者が連携して、健康関連分野に関する人的ネットワークを構築することにより、付加価値の高い製品の研究開発等を促進し、イノベーションを創出することを目的とする。

(事業)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 健康関連製品開発に関するセミナーやシンポジウム等の開催
- 二 研究機関等の持つ技術シーズや医療福祉現場のニーズ等の提供
- 三 会員の健康関連製品等の情報発信
- 四 会員相互の交流及び健康関連製品開発のための情報交換
- 五 その他フォーラムの目的を達成するために必要な事業

(会員等)

第4条 フォーラムは、第2条の目的に賛同する会員（法人会員、個人会員）及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもって構成する。

- 2 法人会員は、かがわ健康関連製品開発地域イノベーション推進協議会構成機関、健康関連製品の開発に取り組む香川県内の企業・団体等とする。
- 3 個人会員は、研究教育機関、医療機関及び福祉施設等の研究者・従事者とする。
- 4 賛助会員は、フォーラムの事業を支援・協力する企業・団体（法人会員を除く。）とする。

(役員等)

第5条 フォーラムに次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 2 会長は、かがわ健康関連製品開発地域の地域連携コーディネータをもって充て、副会長は、会員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、フォーラムを代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。
- 5 フォーラムに、その目的達成に必要な助言と協力を求めるため、顧問を置くことができる。

(入会)

第6条 フォーラムに入会を希望するものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(退会及び除名)

第7条 会員等は、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員等がフォーラムの活動趣旨に反し会員にふさわしくない行為があった場合、会長は、当該会員等を除名することができる。この場合、当該会員等に弁明の機会を与えなければならない。

(総会)

第8条 フォーラムの総会は、会員等をもって構成し、会長が招集する。

(部会)

第9条 会長は、必要と認めるときは、このフォーラムに部会を設置し、事業等を他と区分して実施することができる。

2 前項の部会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

(会費)

第10条 会員等から会費は徴収しない。

(庶務)

第11条 フォーラムの庶務は、公益財団法人かがわ産業支援財団で行う。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、フォーラムの運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年9月1日から施行する。